

別記

災害時における福祉避難所の開設運営に関する特記事項

金沢市（以下「甲」という。）の要請により、指定管理者（以下「乙」という。）は災害が発生した場合において、身体等の状況が医療機関への入院又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、通常の避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の開設運営を次のとおり行うものとする。

（目的）

第1条 この特記事項は、災害の発生により、甲が、乙の運営する施設において、福祉避難所を開設運営することに関し必要な事項を定める。

（福祉避難所の開設）

第2条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に要請を行うものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所の開設の要請を受けた場合は、施設の状況を確認するとともに受入可能人員、支援内容等を協議するものとする。

（要援護者の受入れ）

第3条 乙は、甲が指定避難場所において福祉避難所での生活が必要であると判断した要援護者を甲の要請により受入れるものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たっては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要援護者の日常生活上の支援
- (2) 要援護者の相談等に応じる介助員等の配置
- (3) 要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他福祉避難所の管理運営に関して必要な事項

（開設の期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第6条 甲は、避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、乙の状況により福祉避難所の管理運営が困難となったときは、乙と協議の上、福祉避難所を閉鎖することができるものとする。この場合において、甲は避難している要援護者等に対して十分に理解を求め、乙は要援護者等の移送等に対してできる限り協力するものとする。

（費用等）

第7条 甲の要請により、乙が福祉避難所の管理運営に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 その他必要な経費の負担については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(介助者及び物資等の確保)

第8条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、介助員等の確保に努めるものとする。

(要援護者等の移送)

第9条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族及び支援者が行うものとする。

(物資等の調達)

第10条 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資等の調達に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この特記事項に関する書類等を事業所に整備するほか、福祉避難所閉鎖後5年間はこれを保管しなければならない。

(疑義の解決)

第13条 この特記事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。